

第二百二十七号議案

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号及び第十三号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第五条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第七条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第五条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第四十四条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第四十八条第二項中「読み替える」の下に「ほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第四十四条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第五十九条第二項及び第六十条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第一百十二条第三項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

附則第五条中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改める。

第二百二十七号議案

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和五年厚生労働省令第四十八号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）等の改正に伴い、規定を整備する必要がある。